

報道関係者 各位

令和2年9月29日

【照会先】

秋田労働局労働基準部 健康安全課
課長 佐々木 一幸
主任安全専門官 佐藤 幸生
(電話) 018-862-6683

林業の死亡災害撲滅に向け緊急対策を実施します

～ 林業安全パトロール及び関係団体への要請等の実施 ～

秋田労働局（局長 甲斐 三照）は、本年の林業の死亡災害が大幅に増加していることを踏まえ、本年10月1日から12月末日までの3か月間を、「林業の死亡災害撲滅のための労働災害防止対策特別強化期間」と位置付け、死亡災害撲滅に向けた緊急対策を実施いたします。

【林業の労働災害の現状】

秋田県の林業における死亡災害は、昨年は発生しておりませんでした。今年に入り、2月、4月及び9月に発生し、秋田県内の死亡災害4件のうち3件を占め、極めて憂慮すべき状況となっております（別添1「令和2年死亡災害発生状況」参照）。

死亡災害の発生状況をみますと、立木の伐倒作業に起因したものが2件、走行集材機械の転落災害によるものが1件となっており、計3人の尊い命が失われています。

また、本年の秋田県の林業における休業4日以上之死傷者数は、8月末現在の速報値で、28人と前年同期比で6人の増加（27.3%の増加）となっております（別添2「令和2年労働災害発生状況（8月末）」参照）。

林業における休業4日以上之災害は、9月以降年末にかけて増加する傾向にあります。

このような状況から、林業の「死亡災害多発傾向」に歯止めをかけることが喫緊の課題となっており、緊急対策を実施いたします。

緊急対策では、林業の関係団体に対して、局長による緊急要請（別添4「死亡災害撲滅に向けた緊急要請（概要）」参照）を行います。

また、県内の労働基準監督署により、10月の第3週（10月12日～16日まで）に、死亡災害撲滅に向けた林業現場に対する集中的な監督指導等を実施します。

さらに、県内の林業現場に対し、秋田労働局長及び林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部長による合同の「林業安全パトロール」を実施します。このパトロールについては、公開とし、令和2年10月21日（水）に実施予定ですが、詳細については、別途プレスリリースを行う予定です。

令和2年死亡災害発生状況（令和2年9月23日現在） 秋田労働局

別添1

No	署別	発生日	業種名	年齢 経 験 (○年以上 ○年未満)	事故の型	起因物	発 生 状 況
1	秋田	2月	木材伐出業 (6-2-1)	60歳代 (5~10年)	激突され	立木等	伐採作業を行っていた被災者が、作業終了時刻になっても集合場所に現れないため、作業場所を確認したところ、死亡している被災者を発見した。周囲の状況から、かかり木に別の立木を伐倒して激突させようとしたとき、伐倒木が被災者に激突したものと推定される。
2	大館	4月	木材伐出業 (6-2-1)	60歳代 (10~20年)	墜落、転落	走行集材機械	被災者は、伐倒、造材した玉切材を積載した走行集材機械を運転し、土場に向かって林道（幅約3.3m）を走行していたところ、林道の路肩から法面を転落し、多発外傷により死亡した。
3	大曲	5月	肉製品、乳製品製造業 (1-1-1)	50歳代 (0~5年)	転倒	整地・運搬・積込み用機械	農業用トラクターでけん引していた堆肥散布機が側溝に脱輪したため、被災者はトラクター・ショベルを運転して堆肥散布機をつり上げようとして横転し、骨盤骨折等により死亡した。
4	本荘	9月	木材伐出業 (6-2-1)	50歳代 (調査中)	切れ・こす れ	チェーンソー	被災者は伐倒作業を行っていたが、しばらく姿が見えなかったため、同僚が探したところ、伐倒木のそばで、うつ伏せに倒れている被災者を発見した。周囲の状況から、伐倒作業中に何らかの原因により、被災者の下肢にチェーンソーの歯が当たり、失血死したものと推定される。

※林業の死亡災害は、No.1、No.2及びNo.4の3件です。

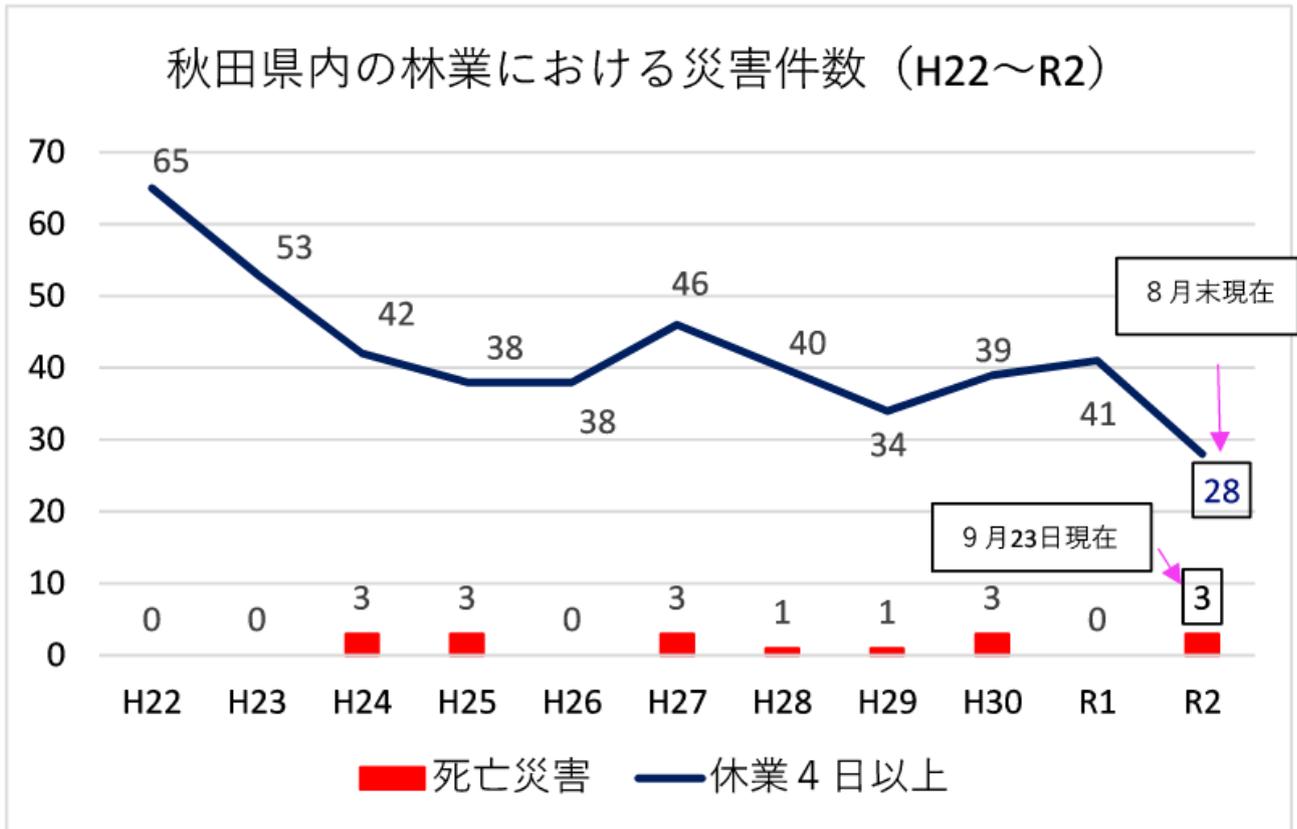
令和2年労働災害発生状況(8月末)

秋田労働局
(令和2年9月8日作成)

別添2

年 別 号 業 種 別	平成30年		令和元年		令和元年		令和2年		前年増減		秋 田 署		能 代 署		大 館 署		横 手 署		大 曲 署		本 荘 署														
	死 亡	休業4日以上	死 亡	休業4日以上	1月～8月		1月～8月		件 数	百分率 (%)	死 亡	休業4日以上	死 亡	休業4日以上																					
					死 亡	休業4日以上	死 亡	休業4日以上																											
1～17 全業種合計	13	1166	5	1088	3	645	3	653	8	1.2	1	237	1	231		49		48	1	121	1	138		88		74	1	83	1	90		67		72	
1 製 造 業	1	247		219		135	1	126	-9	-6.7		44		37		12		11		23		30		21		10		24	1	21		11		17	
食料品製造業		60		58		38	1	32	-6	-15.8		13		14				1		3		4		12		3		9	1	7		1		3	
木材・木製品製造業	1	54		36		22		22	0	0.0		8		4		3		4		5		9		1		1		3		3		2		1	
鉄鋼・非鉄・金属製品製造業		29		30		19		23	4	21.1		9		8		2		1		6		7					2		3				4		
一般・輸送用機械器具製造業		23		19		11		14	3	27.3		1		3						6		6		1		1		2		3		1		1	
電気機械器具製造業		15		13		5		4	-1	-20.0		2				1										1		2		1			2		
上記以外の製造業		66		63		40		31	-9	-22.5		11		8		6		5		3		4		7		4		6		4		7		6	
2 鉱業(鉱安法適用を除く)		5		6		4		1	-3	-75.0				1								4													
3 建 設 業	7	217	1	209		123		115	-8	-6.5		40		32		10		4		24		22		18		20		14		20		17		17	
土木工事業	1	65		68		38		49	11	28.9		8		17		5		1		8		11		8		2		5		10		4		8	
建築工事業	4	131		115		72		56	-16	-22.2		24		14		4				16		8		9		16		9		10		10		8	
鉄骨・鉄筋家屋建築		21		26		19		8	-11	-57.9		7		2		2				3		1		4		3		1				2		2	
木造家屋建築	3	89		70		40		33	-7	-17.5		15		8		1				10		4		3		10		4		6		7		5	
その他の建設業	2	21	1	26		13		10	-3	-23.1		8		1		1		3				3		1		2				3		1		1	
4 運 輸 交 通 業		127	1	93		60		58	-2	-3.3		27		29		3		8		12		6		7		7		4		4		7		4	
道路貨物運送業		110	1	81		52		52	0	0.0		23		24		3		8		11		5		7		7		2		4		6		4	
5 貨 物 取 扱 業				1		1		1	0	0.0		1		1																					
6-2 林 業	3	39		41		22	2	28	6	27.3		1	1	3		3		2		6	1	10		4		5		2		5		6		3	
8 商 業	199	2	194	2	123		123	0	0.0	1	53		52		8		6	1	19		26		14		13		16		13		13		13		13
小 売 業	165	2	166	2	108		106	-2	-1.9	1	43		45		8		6	1	17		20		14		10		15		12		11		13		
13 保 健 衛 生 業		127		126		65		85	20	30.8		25		31		5		5		22		25		4		5		4		13		5		6	
社会福祉施設		91		103		50		66	16	32.0		12		20		5		4		21		20		3		5		4		12		5		5	
14 接 客 娛 楽 業		64		51		22		27	5	22.7		10		11		3		4		1		3		2		4		4		4		2		1	
飲 食 店		24		25		10		8	-2	-20.0		8		4		1		1				1					1		1		1			1	
15 清 掃 ・ と 畜 業	1	46		37		23		28	5	21.7		10		10		2		1		3		8		5		5				2		3		2	
上 記 以 外 の 事 業 6-1,7,9-12,16,17	1	95	1	111	1	67		61	-6	-9.0		26		24		3		7		7		8		13		5	1	15		8		3		9	

労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。死亡は内数。



労働者死傷病報告(休業4日以上)を集計したもの。

死亡災害撲滅に向けた緊急要請（概要）

秋田労働局（局長 甲斐三照）は、「死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を下記1の林業に係る関係団体等に対して行います。

秋田労働局では、本年10月から12月までの3か月間を「林業の死亡災害撲滅のための労働災害防止対策特別強化期間」と位置付け、今般の死亡災害が増加している現状を踏まえ、下記1の関係団体に対し、会員事業場の経営トップが率先し、下記2の事項について重点的に取り組み、確実に実施するよう要請を行います。

記

1 緊急要請対象の関係団体

- ・ 林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部
- ・ 秋田県森林組合連合会
- ・ 秋田県素材生産流通協同組合

2 重点的取組事項

- (1) 経営トップが安全衛生に係る所信を表明し、労働者へ周知すること。
- (2) 経営トップや安全管理者等により、安全パトロール等を実施すること。
- (3) 事業場内の安全衛生管理体制を整備し、安全衛生活動の活性化を図ること。
- (4) 林業労働者に対する雇入れ時教育及びチェーンソー取扱特別教育等の安全衛生教育の徹底を図ること。
- (5) 伐木造材作業、集材作業、かかり木処理作業及び木材伐出機械等作業に係る安全対策の徹底を図ること。
- (6) 林業現場での労働災害防止のための基本的ルールを遵守させること。